

CONTENTS

● 企業法務コラム	就業規則を知って活用する	弁護士 森田 博貴
● 事故コラム	車が盗まれた場合の責任	弁護士 永 渕 友 也
● 成年後見コラム	申立ての仕方について	弁護士 碓 井 晶 子
● グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ(企業法務部・事故専門部)	
● 法律Q&A	「事故の際の代車代は、全額支払ってもらえるのでしょうか。」	弁護士 永 渕 友 也

TOPICS ✨ 企業法務コラム

就業規則を知って活用する

弁護士
森田 博貴



今月は、就業規則についてお伝えいたします。

1 就業規則とは

就業規則とは、使用者が従業員の労働条件や服務上の規律等を定めた規則をいい、日本では、常時10人以上の労働者を使用する使用者に対し、就業規則の作成と労働基準監督署への届け出が義務づけられております。就業規則は、「会社の憲法」とも呼ばれるもので、企業内部の統治態様や、従業員の権利義務関係の骨格を規定します。

2 法律や他の労働契約との関係

(1) 法律との関係

就業規則は、労働契約の一環を為すため、労働基準法よりも労働者に不利な内容を定めることはできません(そのような内容が定められた場合、当該部分は無効となります)。たとえば、仮に就業規則で労働者の月の休日を2日間のみと定めたとしても当該部分無効とされ、労働基準法に従い、1週間に1日は休日を与えなければなりません。

(2) 他の労働契約との関係

労働者と使用者との間では、就業規則とは別に個別の労働契約を取り交わすことがあります。この際、個別の労働契約で定める労働条件が、就業規則上の労働条件に達しない場合(労働者にとって不利となる場

合)、当該個別労働契約の該当箇所はやはり無効となります。たとえば、就業規則では、労働者に対して週休2日制を謳っておきながら、ある従業員に対して、週休1日制とする合意を取り交わす場合、原則として就業規則よりも労働者にとって不利な条件と判断されるため、無効とされた上、就業規則の基準に従い、当該従業員に対しても会社は週休2日を与えなければなりません。

3 就業規則の作成・変更

就業規則を作成または変更する際は、労働組合または労働者の過半数を代表する者の意見を聞く必要があります。また、当該変更が労働者に不利益となるものであれば、変更の必要性や変更内容の相当性等の合理性が認められない限り、同変更は無効と判断される場合があります。

4 就業規則の活用

就業規則は、会社と従業員との基本的な関係を規律するルールです。ですので、会社は、従業員に対して求めるもの、又は、求めないものを細かく規定することで、従業員に対し具体的命令や制裁を課す際の法的根拠を得ることができます。

就業規則には、なるべく細かく従業員に対する要求事項等を規定することをお勧めします。

第15回 車が盗まれた場合の責任

弁護士
永瀨 友也



自分の所有する車が盗まれ、盗んだ犯人がその車で人身事故を起こした場合、窃盗の被害者である車の所有者が、人身事故の被害者に対して損害賠償責任を負うことはあるのでしょうか。

加害車両の運転者が被害者に対して損害賠償責任を負うのはもちろんですが、加害車両を運転していない加害車両の所有者が、被害者に対して損害賠償責任を負うことはあります。自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」といいます）3条は「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる（運行供用者責任）」と規定しており、加害車両の所有者は、加害車両を運転していなくても、「自己のために自動車を運行の用に供する者（以下「運行供用者」といいます）」に該当する場合があります。

運行供用者とは、自動車の使用について支配権を有し（運行支配）、その使用により享受する利益（運行利益）が自己に帰属する者をいいます。

運行支配と運行利益の関係ですが、自動車の運行を支配し、又は支配し得べき立場にあれば、その自動車の運行により何らかの利益を得ているのが通常であるから、運行支配に重点を置き、運行利益は補完的なものとする説が主流のようです。最高裁の判例も運行支配に重点において、運行供用者に該当するか判断するケースが多いです。

最近の最高裁の判例を分析すると、所有者が、事故車両を第三者が運転することについて容認していた場合は、所有者の運行供用者責任が認められることが多いようです。そして、容認の内容については、所有者が事故車両を他人に使用させる意思を有していた場合だけでなく、客観的外形的にみて、事故車両を第三者が使用することを容認していると評価されてもやむを得ない事情が

ある場合も含むと考えられています。

最初の設問についてですが、最高裁は、タクシー会社の車庫から、キーを付けたまま駐車されていたタクシーが第三者に盗まれ、第三者が当該タクシーで事故を起こした事案で、タクシー会社は運行供用者に当たらないとしました。しかし、その後、最高裁は、公道上にエンジンキーを付けたまま、半ドアの状態駐車していた自動車を第三者が盗み、事故を起こした事案で、当該自動車の所有者の運行供用者性を肯定しました。

近時の最高裁判例を踏まえると、自動車が盗まれた場合に、当該自動車の所有者の運行供用者性が肯定されるか否かは次の基準で判断することになると考えられます。すなわち、駐車場所、駐車時間、車両の管理状況、盗まれるまでの経緯や盗取の態様、盗まれた場所と事故現場の距離、盗まれた時間から事故発生までの時間等を考慮して、客観的外形的にみて、所有者が、事故車両を第三者が使用することを容認していると評価されてもやむを得ない事情があるか否かという点を判断することになると考えられます。運行供用者性が肯定され、その他の自賠法3条の要件を満たせば、自動車が盗まれた場合であっても、所有者が被害者に対して損害賠償責任を負うことになります。

第6回 申立ての仕方について

弁護士
碓井 晶子



1. はじめに
今月号では申立ての仕方についてご説明させていただきます。

2. 申立てをする裁判所について
成年後見等の申立ては、本人の住所地(住民登録をしている場所)を管轄する家庭裁判所において行います。
例えば、鹿児島市に住民登録をしているAさんの成年後見申立てをしようとする場合には、鹿児島家庭裁判所において行うことになり、出水市に住民登録をしているBさんの成年後見申立てをしようとする場合には、鹿児島家庭裁判所川内支部において行うことになります。

3. 申立てができる人について
成年後見等の申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官です。
ここで、「4親等内の親族」とはどこまでの範囲かあまりピンとこない方もいらっしゃるかと思いますので、説明させていただきますと、子・孫・曾孫・曾孫の子・親・祖父母・曾祖父母・曾祖父母の父母・兄弟姉妹・おじ・おば・甥・姪・いとこ・配偶者の親・配偶者の祖父母・配偶者の曾祖父母・配偶者の子・配偶者の孫・配偶者の曾孫・配偶者の兄弟姉妹・配偶者の甥姪・配偶者のおじ・おば等となります。

4. 申立てに必要な書類について
申立てに必要な書類については、裁判所のホームページをご覧になっていただければと思いますが、ここで簡単に説明させていただきますと、①申立書、②申立事情説明書、③親族関係図、④本人の財産目録及びその資料(不動産登記簿謄本(全部事項証明書)、預貯金通帳のコピー等)、⑤本人の収支状況報告書及びその資料、⑥後見人等候補者事情説明書、⑦親族の同意書、⑧本人及び後見人等候補者の戸籍謄本、⑨本人及び後見人等候補者の住民票(世帯全部、省略のないもの)、⑩本人の登記されて

いないことの証明書、⑪診断書、診断書付票、⑫愛の手帳の写しになります。

5. 申立ての取下げについて
申立てをした後になって、申立ての取下げをしようとしても簡単に取下げが認められる訳ではないので、注意が必要です。

申立ての取下げをするには家庭裁判所の許可が必要になります。これは、公益性の見地からも本人保護の見地からも、後見等開始の審判をすべきであるにもかかわらず申立ての取下げにより事件が終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。

例えば、Cさんが自身が後見人に選任されるつもりで申立てをしたはいいものの、自分が選任されないと判明した途端、それを不満として申立てを取下げる場合は、家庭裁判所から取下げの許可がされない可能性が高いと考えられます。

6. まとめ
以上のとおり、成年後見等の申立ては多くの書類の準備等が必要になりますので、お一人で申立てや手続きを進めていくことに不安を感じる場合には、ぜひ弊所にご相談してください。

企業法務部・事故専門部 /

セミナー開催の
お知らせ

当事務所主催のセミナーのお知らせです。9月は保険代理店の方を対象とした事業承継サポートセミナーを4回、11月には労務トラブル対策セミナーの第3回を開催いたします。ぜひご参加ください。

【事故専門部主催セミナー】

鹿兒島の保険代理店の皆様

事業承継サポートセミナー「高齢化社会を味方に付ける!!」

参加費
無料

円滑な事業承継プランを提案します!

実際に発生した具体的な紛争事例をもとに、事業承継に関する実践的知識とノウハウを解説!!
セミナー参加特典もご用意しております。詳しくはWEBをご覧ください。

日時・会場 鹿兒島 9月5日(火) 16:00~18:00 鹿屋 9月7日(木) 16:00~18:00
TKPガーデンシティ鹿兒島中央 リナシティかのや
霧島 9月12日(火) 14:00~16:00 川内 9月14日(木) 16:00~18:00
霧島商工会議所 川内文化ホール

講師 高山 桂 (当事務所弁護士) 参加費 無料 定員 各30名様限定

お申込み・お問合せ

☎ 099-822-0764
(セミナー担当/牧口)

☎ 099-822-0765

WEBサイト



【企業法務部主催セミナー】

企業法務専門弁護士が教える

経営者が絶対に知っておきたい労務トラブル対策セミナー

第3回

優秀な人材が定着し
問題社員とのトラブルを防ぐ!!

雇用契約更新時のポイント!!

開催日時 11月16日(木) 16:00~18:00 講師 戸田 晃輔 (当事務所弁護士)

会場 NCサンプラザ 参加費 10,000円(税込) 顧問先様は参加費無料

お申込み・お問合せ

☎ 099-822-0764
(セミナー担当/大里)WEB
サイト

法律Q&A

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から
企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.105

Q 交通事故の際の代車代ですが、
修理した車の引き渡しを受けるまでの期間については、
全額支払ってもらえるのでしょうか。

A 代車代については、修理に要した期間のうち
相当な期間に限り認められます。
無制限に認められるわけではありません。事情によっては、
代車代全額は払ってもらえない可能性もあります。

回答した弁護士

事故専門部
弁護士
永瀨 友也



代車代は、現実に修理や買い替えに要した期間のうち、必要かつ相当な期間に限り認められます。必要かつ相当な期間は、損傷の部位・程度、車種等により異なってきますが、一般的には修理なら2週間程度、買替えの場合は1ヶ月程度と考えられています。

この他に、通常かかるものと予想される交渉期間や修理費の見積りに必要な期間も付加されます。ただ、過失割合等の交渉でもめ、修理の着手が遅れ、修理完了まで時間がかかった場合、交渉の経緯によっては、全期間の代車代が認められない場合もあります。

交渉が長引きそうな場合は、修理だけは早めに着手し、代車を早期に返却した方が、後の支出が少なくて済むことが多いです(認められなかった代車代は自己負担です)。一般的には代車の使用期間が一月を超えると、代車代について保険会社との交渉も厳しいものになりますし、裁判においても認定してもらうのが難しくなります。

「法律Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募集しております。✉ info2@grace-law.jp までご連絡ください。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります